

令和7年5月23日から

一定規模を超える

盛岡市内全域において

盛土・切土・土石の堆積は

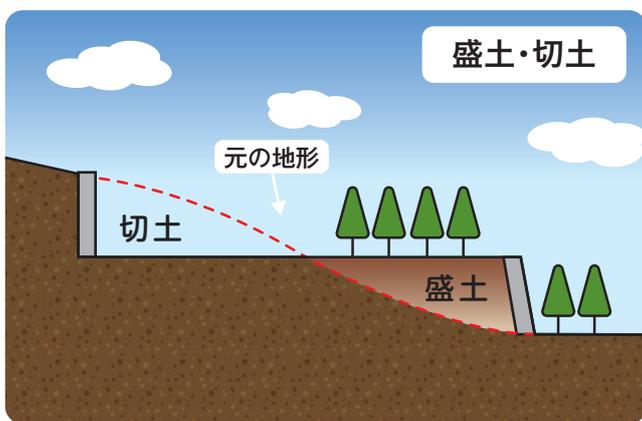
(一時的含む)

規制されます。

※全面禁止ではなく、安全な工事等を義務付ける制度です。

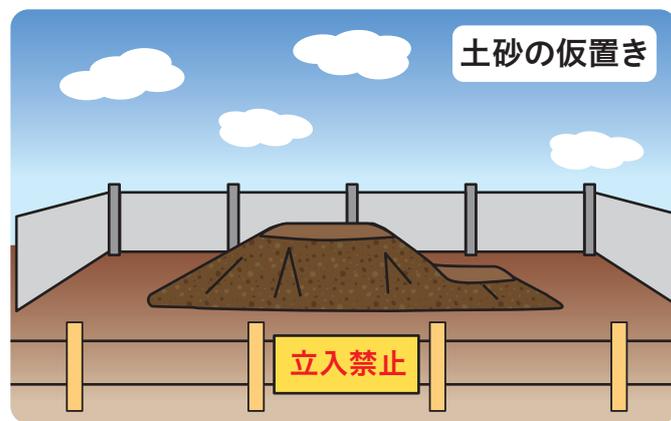
例えば・・・

- ・宅地を造成するための盛土・切土
- ・農地、森林における盛土・切土
- ・残土処分場における盛土・切土 等



例えば・・・

- ・ストックヤードにおける土砂の仮置き 等



盛土規制法に基づく規制開始のお知らせ

盛岡市では、宅地造成及び特定盛土等規制法(通称:盛土規制法)に基づき、令和7年5月23日から市内全域を新たな規制区域に指定します。規制区域内では、土地の用途(宅地、農地、森林等)にかかわらず、一定規模を超える盛土等(切土、単なる土捨て行為、土石の一時的な堆積を含む)を行う場合は、盛土規制法に基づく許可又は届出の手続きが必要となります。また、過去に行われた盛土等を含めて、土地所有者等が土地を安全に保つ責務が生じます。

盛土規制法の概要

盛土規制法は、盛土等による災害(崖崩れ、土砂の流出等)から国民の生命及び財産を守るため、土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する法律です。

規制区域の指定

盛土等の崩落により人家等に危害を及ぼしうるエリアは、規制区域として指定されます。

- 宅地造成を規制する「宅地造成等規制法」を改正し、土地の用途(宅地、農地、森林)にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制します。
- 規制区域内では、宅地造成等の際に行われる盛土・切土だけでなく、単なる土捨て行為や土石の一時的な堆積についても規制の対象となります。

盛土等を安全に保つ責務

規制区域内の盛土等が行われた土地では、過去の盛土等を含めて、土地所有者等*が常に安全な状態に維持する必要があります。また、土地が譲渡された場合でも、その時点の土地所有者等に責務が発生します。原因行為者に対しても是正措置等の命令が発せられる場合があります。

※「土地所有者等」には、土地の管理者、占有者も含まれます。

安全な盛土等の造成

規制区域内で盛土等を行う場合は、あらかじめ都道府県知事等*の許可が必要になります。

- 安全対策に関する技術的基準に適合する必要があります。
- 工事主の資力・信用、工事施行者の能力についても問われます。
- 許可に当たり、土地の所有者等全員の同意や周辺住民への事前周知(説明会の開催等)が必要です。

※「都道府県知事等」には、盛岡市長も含まれます。

実効性のある罰則

罰則が抑止力として十分機能するように、無許可行為や命令違反時に対する懲役刑や罰金刑の水準を強化しています。

- 違反行為の内容によっては、当該行為者等に対し、最大で懲役3年以下又は1,000万円以下の罰金が科せられます。
- 法人に対しては、法人重科の措置(最大3億円以下)があります。

盛岡市の規制区域

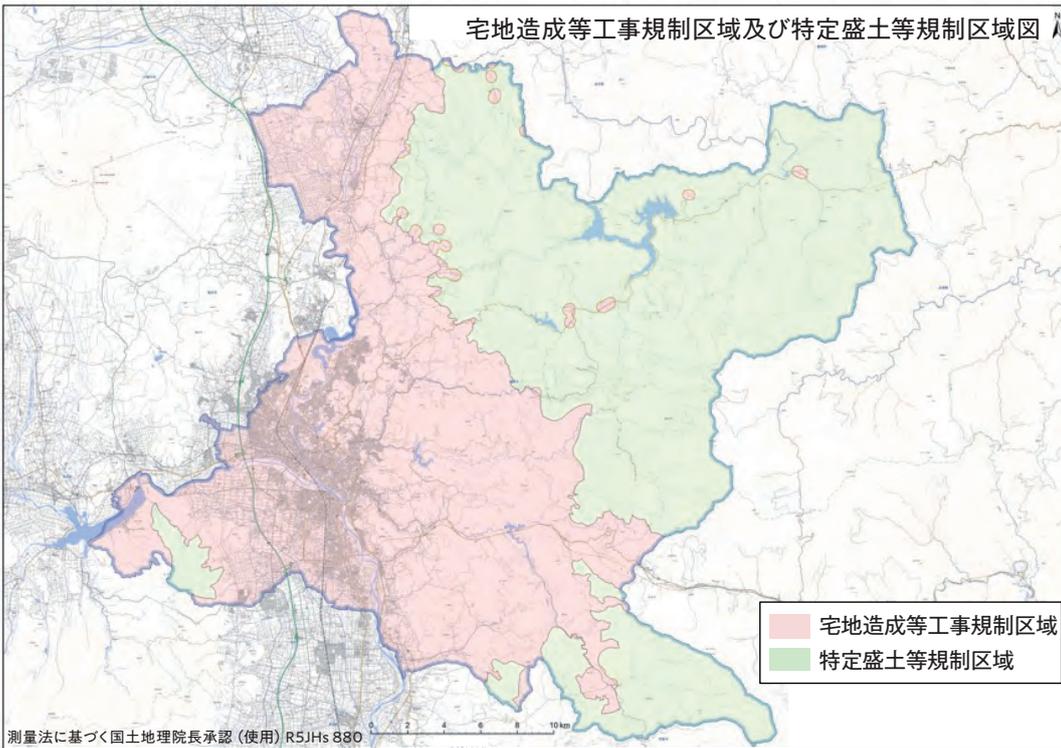
盛岡市内の全域(88,647 ha)が規制区域となります。

宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば、人家等に危害を及ぼしうる区域

特定盛土等規制区域

市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば、人家等に危害を及ぼしうる区域



区域の詳細については、市ホームページを確認してください。

URL <https://www.city.morioka.iwate.jp/shisei/toshiseibi/takuzou/1043032.html>



盛岡市 盛土規制法 検索

規制対象となる盛土等の規模

区域	行為	許可					
宅地造成等工事規制区域	土地の形質の変更 (盛土・切土)	要件	①盛土で高さが 1m超 の崖を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 となるもの(①～④を除く)
		イメージ図					
	土石の堆積	要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 かつ面積が 300㎡超 となるもの		⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 となるもの		
	イメージ図						

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

区域	行為	届出	許可				
特定盛土等規制区域	土地の形質の変更 (盛土・切土)	要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの(①～④を除く)
		イメージ図					
	土石の堆積	要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの		⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの		
	イメージ図						

<適用除外>

公共施設用地(道路、公園、河川等)内で行われる工事や災害の発生するおそれがないと認められる工事等は、許可・届出が不要となります。詳細については、市ホームページを確認してください。

許可申請から工事完了までの流れ



許可申請等の手続案内をまとめた手引や安全基準(技術的基準)を市ホームページで公開しています。

詳しくは、こちらから確認してください ▶▶▶

申請前

- 窓口相談(任意)
- 事前協議(市)
- 土地の所有者等全員の同意
- 周辺住民への事前周知

- ◆ ご相談など窓口訪問のときは、事前にご連絡ください。
- ◆ 市に提出した事前協議資料は、必要により、関係機関等との状況確認に利用します。
- ◆ 周辺住民への事前周知の内容は、事前にご相談ください。許可申請の際は、説明資料等の提出が必要です。

許可申請・許可

- 許可申請
許可基準への適合
 - 災害防止のための安全基準に適合すること
 - 工事主が必要な資力・信用を有すること
 - 工事施行者が必要な能力を有すること
 - 土地の所有者等全員の同意を得ていること
- 市長の許可

- ◆ 安全基準については、市の技術的基準のほか、必要に応じて「盛土等防災マニュアルの解説」(ぎょうせい出版)を確認してください。
- ◆ 安全基準への適合を確認する書類として、各種図面のほか、構造計算書や安定計算書等が必要となる場合があります。
- ◆ 他法令関係の手続も別途必要となるため、ご注意ください。
- ◆ 許可後は、工事主の氏名や盛土等が行われる土地の所在地等を市ホームページ上で公表します。

工事着手

- 現場での標識掲示
- 着手届の提出
- 定期報告(一定規模超の場合)
- 中間検査(一定規模超の場合)
- 変更許可申請

- ◆ 工事現場の見やすい場所に、当該工事に係る許可を受けている旨を掲示してください。
- ◆ 定期報告では、3か月ごとの進捗状況等を確認します。
- ◆ 中間検査は、工事完了後に確認困難となる工程(地中への排水施設の設置)を対象とします。
- ◆ 工事計画を変更しようとするときは、軽微な場合を除き、市長の許可を受ける必要があります。

工事完了

- 完了検査(盛土・切土の場合)
- 完了確認(一時的な土石の堆積の場合)

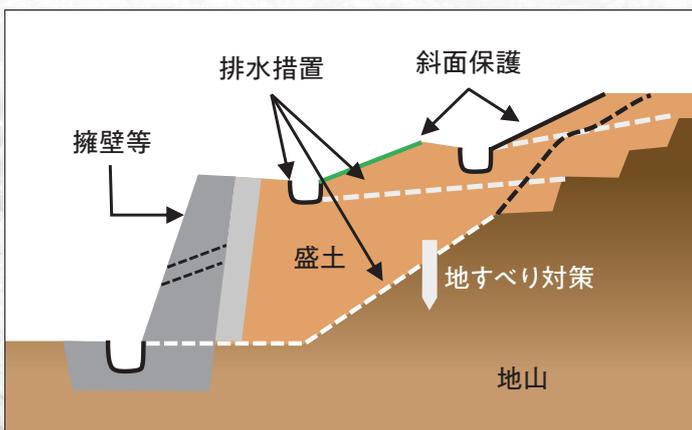
- ◆ 完了検査では、許可内容に適合していることを確認し、問題が無ければ検査済証を交付します。
- ◆ 完了確認では、全ての土石が除却されていることを確認し、問題が無ければ確認済証を交付します。

- 都市計画法に基づく開発許可を受ける場合は、盛土規制法に基づくみなし許可となりますが、現場での標識掲示、定期報告、中間検査の手続は必要です。
- 届出工事の場合も標識の掲示や工事の着手及び完了届等の手続は必要です。

災害防止のための安全基準

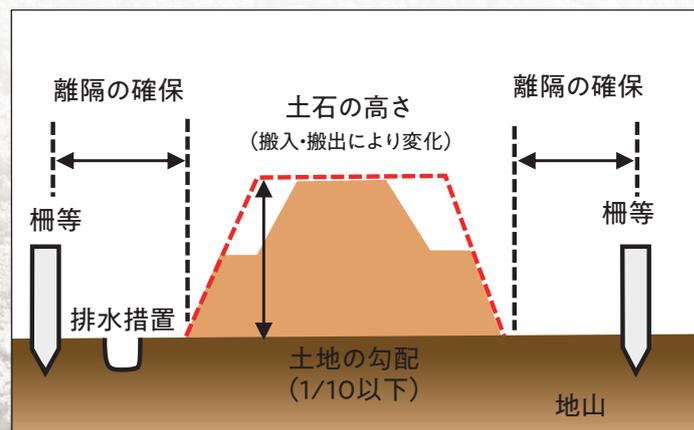
〈盛土・切土の例〉

擁壁等の設置、適切な排水措置(施設設置等)、斜面の表面保護、地すべり対策、安定計算等



〈一時的な土石の堆積の例〉

地盤勾配の制限、地表水を排除する措置、流出防止施設の設置、周囲との離隔の確保等



Q 自分の土地が規制区域に入ったら、どのような手続が必要になるの？

▶ 盛土等に関する工事を行わない限り、特に手続は必要ありません。一方で、規制区域内では過去の盛土等も含めて、その土地を常時安全な状態に維持する努力義務が土地所有者等に課せられます。

- ・土地所有者等が認知していない盛土等であっても、周辺の安全確保のため、土地所有者等に是正命令が行われる場合もあります。
- ・土地の安全性に懸念がある場合は、市担当窓口（下記参照）又はお近くの工事関係の事業者等に相談してください。

このような現象が見られる場合は注意が必要です。

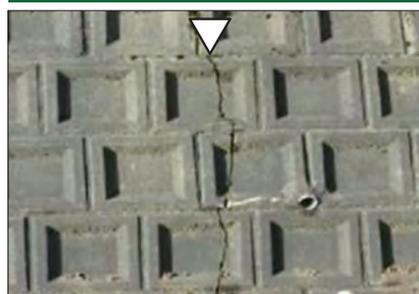
盛土の割れ



地下水の流出



擁壁の割れ



出典：「盛土等の安全対策推進ガイドライン及び同解説」（国土交通省・農林水産省・林野庁）

Q 近所であやしい盛土があるけど、どうすれば良いの？

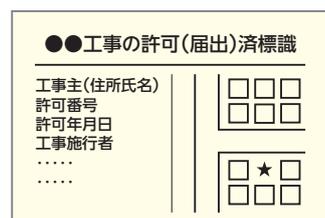
▶ 不法な盛土等の早期発見にご協力をお願いします。

- ・盛土規制法の規制対象となる盛土等には次の措置がとられ、不法な盛土等であるか、わかりやすくなります。
- ・工事現場に標識が無い、土砂がむき出しの崖のような地形をつくられ危険性を懸念しているなど、不審な盛土等を見つけたら、市担当窓口（下記参照）までお知らせください。

都道府県や
市が許可地の
一覧を公表

工事主が
周辺住民に
事前周知

工事主が
工事現場に
標識を掲示



許可を受けた盛土等の近くには、上のような看板が設置されます。

注意

【無許可で盛土を行うなど悪質な場合は罰則の対象となります】

- 最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下
- 法人に対しては最大3億円以下

盛土規制法の総合ポータルサイト

国土交通省ホームページでは、盛土規制法に関する総合情報として、盛土規制法の関連資料、全国における規制状況などを公表しています。

URL: <https://www.mlit.go.jp/toshi/morido-portal.html>



お問合せ先

盛岡市都市整備部都市計画課
〒020-8532 盛岡市津志田14地割37-2
TEL:019-601-2117
E-mail:toshikeikaku@city.morioka.iwate.jp